

## 2020年度 事業計画

(2020年4月1日～2021年3月31日)

当連合会は、会員である各不動産公正取引協議会（以下「会員協議会」という。）が、不動産事業による一般消費者に対する適正・公正な不動産情報の提供、不動産広告に対する信頼性の向上及び不動産取引の活性化を図ることを目的に、不動産の表示に関する公正競争規約（以下「表示規約」という。）及び不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（以下「景品規約」という。また、これらを総称して「公正競争規約」という。）の積極的な普及啓発及び会員協議会が適正執行するための一助となる事業を遂行することにより、住宅・不動産市場における需要喚起となるよう努める。

特に本年度は、年明け以降拡大した新型コロナウイルスによる感染症により会員協議会の事業運営に支障をきたすことがないように、オンラインツール等を積極的に活用しながら公正競争規約の公正・中立な運用機関として円滑、かつ、効果的に事業が遂行できるよう指導、助言及び協力を行うなど適宜必応な対応を講じつつ、以下の事業を進めて行くこととする。

### 1 表示規約の改正

表示規約の改正案について、消費者庁及び公正取引委員会の指導を仰ぎながら、本連合会の総会において承認を得て、速やかに変更の申請が行えるよう努める。

### 2 関係官庁からの情報の収集・提供等

公正競争規約に関連して策定する諸規程の承認又は届出、公正競争規約違反に対する措置の報告等に関して公正取引委員会及び消費者庁との窓口になるとともに、緊密な連携を図り、会員協議会にその指導内容等を伝達するほか、収集した情報や資料等についても速やかに提供する。

また、宅地建物取引の政策執行を行う国土交通省とも緊密な連携を図り、収集した情報や資料等についても速やかに提供する。

### 3 公正競争規約の公正・中立な運用機関としての体制確立と維持への協力

会員協議会が、公正・中立で透明性の高い公正競争規約の運用機関として適正に機能するよう、適宜、関係行政機関の指導のもと、必要な指導及び助言を行い、その運用・執行体制の確立とその維持に協力する。

### 4 公正競争規約の周知徹底

#### (1) 公正競争規約の普及啓発

事業者向けの「不動産の公正競争規約」、「不動産広告ハンドブック」、一般消費者向けの「不動産広告あらかると」を作成し、会員協議会を通じてこれらを配布又は頒布するほか、会員協議会の構成団体が発行する会報誌等への記事掲載の依頼文例

の作成、公正競争規約の研修会等に使用する不動産広告又は景品提供の違反事例、相談事例等を作成し、会員協議会による公正競争規約の普及啓発の一助となるよう努める。

また、会員協議会の要請により、研修会の講師を本連合会から派遣することも引き続き実施する。

## (2) ホームページにおける広報

ホームページに、公正競争規約の全文や、当連合会の概要、活動状況等を掲載しているが、これらの内容を更に充実させるとともに、不動産広告又は景品提供の違反事例や相談事例等を適宜、掲載し、公正競争規約の理解を深めていただくとともに、会員協議会を知っていただけるよう積極的に活用する。

## 5 公正競争規約の解釈の統一、措置区分等運用の整合化

会員協議会において、公正競争規約の解釈及び運用に疑問等のある事項については、意見交換を行うなどして、その明確化に努め、公正競争規約の統一的・効果的・効率的な運用に資することとする。

また「違反調査等事務処理規程」に基づき、会員協議会が事案に対して適切な処理を講ずるよう、助言を行うなど積極的に協力する。

## 6 インターネット広告の適正化

(1) インターネット広告の適正化は、会員協議会の最優先課題ともなっているが、ポータルサイト運営会社と連携して一部の会員協議会で実施されている「違約金課徴事業者に対する一定期間の掲載停止」、「調査権限の一部を委託しての一斉調査」、「違反物件情報等の共有」について、未実施の会員協議会との橋渡し役として協力するほか、首都圏協議会のポータルサイト広告適正化部会との意見交換会実施の協力も行う。

(2) 首都圏協議会に設置されているポータルサイト広告適正化部会を本連合会に移設することの是非について、事務局長会等の場で協議・検討する。

## 7 会議の開催時期及び場所並びに要する費用の見直し、規模等の縮小の検討

## 8 定款の見直し

年度の中盤が過ぎた時期に通常総会を開催していることから、事業開始時期の見直しや事業運営をスムーズに運ぶこととするため、定款見直しの協議・検討を行う。